

医療経営支援課

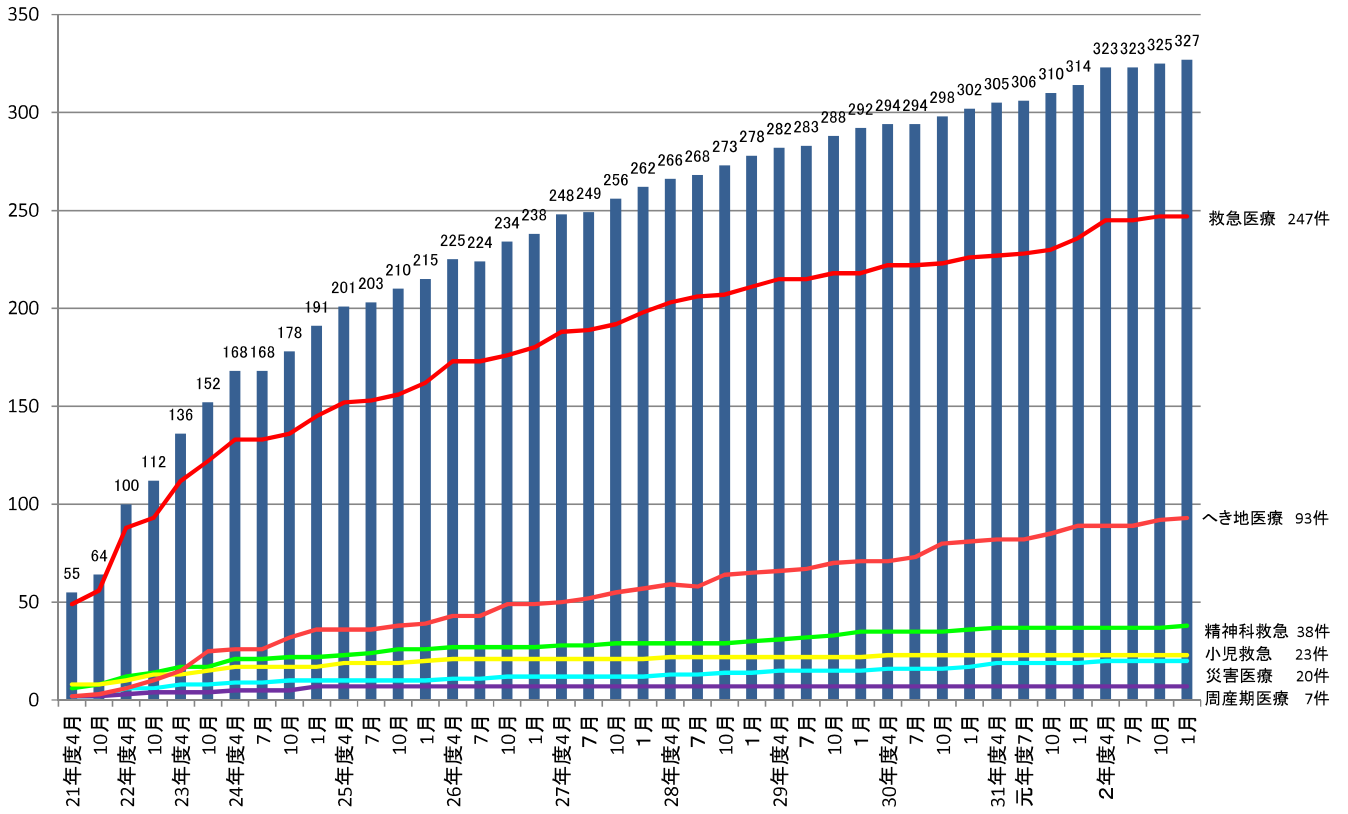
1. 都道府県別医療法人数

令和2年3月31日現在

都道府県名	医療法人 (総数)				出資額 限度法 人 (再掲)	基金拠 出型法 人 (再掲)	特定医療法人 (再掲)			社会医療法人 (再掲)			一人医師医療法人 (再掲)			備 考
	総数	財団	社 団				総数	財団	社 団	総数	財団	社 団	設 立 認 可 件 数			
			総数	持分有									持分無	総数	医科	
1 北海道	2,591	4	1,880	707	15	150	16	44	44	2,063	1,364	699	- 一人医師医療法人設立認可 件数の推移			
2 青 森	357	3	354	87	3	75	1	2	2	281	228	53	昭和61年12月末 179件			
3 岩 手	384	3	381	123	8	99	6	3	3	297	238	59	昭和62年 3月末 320件			
4 宮 城	862	9	853	259	2	246	3	2	2	676	580	96	昭和62年12月末 723件			
5 秋 田	345	4	341	88	7	69	5	3	3	266	202	64	昭和63年 3月末 815件			
6 山 形	464	2	462	103	6	94	2	3	1	402	332	70	昭和63年12月末 1,557件			
7 福 岡	850	3	847	189	4	164	5	4	1	741	617	124	平成元年 3月末 2,417件			
8 茨 城	986	2	984	297	3	241	3	4	4	710	565	145	平成元年12月末 6,620件			
9 栃 木	798	4	794	189	3	164	10	3	3	582	496	86	平成2年 3月末 7,218件			
10 群 馬	873	4	869	251	14	227	5	2	2	738	598	140	平成2年12月末 9,451件			
11 埼 玉	2,687	16	2,671	867	10	826	12	1	1	2,164	1,623	541	平成3年 3月末 9,881件			
12 千 葉	2,157	12	2,145	746	13	697	8	7	7	1,791	1,278	513	平成3年12月末 11,296件			
13 東 京	6,449	94	6,355	2,562	28	2,044	18	7	4	5,646	3,992	1,654	平成4年 3月末 11,587件			
14 神 奈 川	3,539	36	3,503	2,299	5	1,146	17	5	2	3,032	2,244	788	平成4年12月末 13,205件			
15 新 潟	941	6	935	242	20	211	7	2	1	840	668	172	平成5年 3月末 13,822件			
16 富 山	309	6	303	85	1	74	6	2	4	226	168	58	平成5年12月末 15,665件			
17 石 川	486	5	481	130	4	101	5	5	2	391	298	93	平成6年 3月末 15,935件			
18 福 井	323	4	319	78	4	41	9	2	7	263	202	61	平成6年12月末 17,322件			
19 山 梨	255	2	253	72	3	47	5	5	1	203	170	33	平成7年 3月末 17,828件			
20 長 野	782	8	774	609	5	129	5	3	3	683	544	139	平成7年12月末 19,008件			
21 岐 阜	736	6	736	212	7	142	9	9	5	582	462	120	平成8年 3月末 19,545件			
22 静 岡	1,448	2	1,446	365	5	2	2	2	2	1,249	1,044	205	平成8年12月末 20,812件			
23 愛 知	2,311	9	2,302	799	13	742	17	2	2	1,857	1,441	416	平成9年 3月末 21,324件			
24 三 重	677	1	676	161	5	143	4	4	3	568	472	96	平成9年12月末 23,112件			
25 滋 賀	504	8	504	158	3	154	2	2	1	449	368	81	平成10年 3月末 24,770件			
26 京 都	1,051	21	1,030	312	4	292	7	4	1	866	711	155	平成10年3月末 26,045件			
27 大 阪	4,527	26	4,501	1,498	7	1,342	14	3	4	4,085	3,220	865	平成10年3月末 27,504件			
28 兵 庫	2,348	20	2,328	758	5	683	21	2	1	2,001	1,625	376	平成10年3月末 28,967件			
29 奈 良	517	8	509	337	3	163	2	1	4	410	362	48	平成10年3月末 30,331件			
30 和 歌 山	425	8	425	87	1	64	2	2	4	347	294	53	平成10年3月末 31,664件			
31 鳥 取	324	7	317	272	45	31	1	1	2	285	218	67	平成10年3月末 33,057件			
32 島 根	340	2	338	279	59	34	3	3	1	275	224	51	平成10年3月末 34,602件			
33 岡 山	991	1	990	774	216	3	167	14	1	828	665	163	平成10年3月末 36,973件			
34 広 島	1,530	1	1,529	408	6	361	6	1	7	1,320	1,080	240	平成10年3月末 37,533件			
35 山 口	761	3	758	174	7	147	4	4	2	634	542	92	平成10年3月末 37,878件			
36 徳 島	579	4	579	98	1	84	2	2	4	457	336	121	平成10年3月末 38,231件			
37 香 川	576	4	572	160	3	120	3	3	1	468	367	101	平成10年3月末 39,102件			
38 愛 媛	915	5	910	733	177	148	10	3	8	765	603	162	平成10年3月末 40,787件			
39 高 知	399	1	398	90	4	53	8	8	2	272	212	60	平成10年3月末 41,659件			
40 福 岡	2,958	8	2,950	784	14	740	18	2	1	2,345	1,964	381	平成10年3月末 42,328件			
41 佐 賀	460	1	459	137	2	117	7	1	2	356	286	70	平成10年3月末 42,328件			
42 長 崎	862	10	852	773	3	154	5	5	2	697	554	143	平成10年3月末 44,020件			
43 熊 本	1,077	3	1,074	250	11	185	10	8	8	842	673	169	平成10年3月末 45,541件			
44 大 分	702	6	696	494	202	5	171	8	3	503	411	92	令和2年 3月末 46,251件			
45 宮 崎	600	2	598	168	4	115	7	1	5	482	408	74				
46 鹿 児 島	1,087	2	1,085	834	251	14	125	6	1	894	706	188				
47 沖 縄	531	2	531	160	10	115	3	3	5	419	349	70				
計	55,674	370	55,304	38,721	296	13,437	343	51	292	317	34	283	36,004	10,247		

* 一人医師医療法人(再掲)欄には、昭和61年9月以前に設立された医療法人で、調査時点において、医師若しくは歯科医師が常時3人未満の診療所も含まれている。

社会医療法人認定数の推移



※各月の1日時点の社会医療法人認定数を計上している。

3. 医療施設経営安定化推進事業について

「医療施設経営安定化推進事業」の報告書は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/igyukeiei/anteika.html）に掲載するとともに、都道府県等に配布することにより情報提供を行っている。

医療施設経営安定化推進事業の過去15年の事業内容（参考）

区分	事業内容
平成18年度	① 病院経営管理指標に関する調査
	② 良質な医療提供体制の構築に向けた今後の中小病院の役割に関する調査研究
平成19年度	① 病院経営管理指標及び中小病院の経営の方向性に関する調査
	② 医療機関における資金調達のための調査
平成20年度	① 病院経営管理指標
	② 各都道府県の新たな医療計画にかかる調査研究
平成21年度	① 病院経営管理指標及び医療施設の未収金に関する調査研究
	② 医療施設経営管理部門の人材開発のあり方等に関する調査研究
平成22年度	① 病院経営管理指標及び施設・設備への投資による病院経営影響調査
	② 出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究
平成23年度	① 病院経営管理指標及び医療施設の医業外事業による本体業務への経営的影響に関する調査研究
	② 近年行われた病院の合併・再編成等に係る調査研究
平成24年度	① 病院経営管理指標及び経営適正化に関する実態調査研究
	② 医療機関の経営支援に関する調査研究
平成25年度	① 医療法人等の提携・連携の推進に関する調査研究
	② 医療法人の適正な運営に関する調査研究
平成26年度	① 病院経営管理指標及び医療施設におけるコンプライアンスに関する調査研究
	② 持分によるリスクと持分なし医療法人の移行事例に関する調査研究
平成27年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における経営実態に関する調査研究
	② 医療法人と自治体病院等との連携の状況に関する調査研究
平成28年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における経営実態に関する調査研究
	② 海外における医療法人の実態に関する調査研究
平成29年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における未収金の実態に関する調査研究
	② 医療施設の経営改善に関する調査研究
平成30年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における経営上の課題に関する調査研究
	② 医療施設における未収金の実態に関する調査研究
令和元年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における未収金の実態に関する調査研究
	② 医療施設の合併、事業譲渡に係る調査研究
令和2年度 (※)	① 医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業

(※ 令和2年度は1事業のみ実施)

全国病院機能評価状況

4. 医療機能評価の認定病院数について

都道府県名	全病院数	認定数	認定病院の割合%
北海道	552	109	19.75
青森県	94	16	17.02
岩手県	92	28	30.43
宮城県	138	29	21.01
秋田県	67	20	29.85
山形県	67	22	32.84
福島県	126	33	26.19
茨城県	173	32	18.50
栃木県	105	21	20.00
群馬県	129	31	24.03
埼玉県	342	89	26.02
千葉県	291	61	20.96
東京都	639	174	27.23
神奈川県	335	89	26.57
新潟県	126	25	19.84
富山県	107	26	24.30
石川県	92	28	30.43
福井県	67	14	20.90
山梨県	60	11	18.33
長野県	127	46	36.22
岐阜県	97	25	25.77
静岡県	172	44	25.58
愛知県	323	88	27.24
三重県	93	24	25.81
滋賀県	57	23	40.35
京都府	164	49	29.88
大阪府	512	152	29.69
兵庫県	348	90	25.86
奈良県	76	18	23.68
和歌山県	83	15	18.07
鳥取県	43	16	37.21
島根県	48	19	39.58
岡山県	161	47	29.19
広島県	237	75	31.65
山口県	145	33	22.76
徳島県	107	28	26.17
香川県	87	21	24.14
愛媛県	135	28	20.74
高知県	123	26	21.14
福岡県	456	123	26.97
佐賀県	101	19	18.81
長崎県	149	27	18.12
熊本県	210	75	35.71
大分県	153	39	25.49
宮崎県	137	26	18.98
鹿児島県	237	57	24.05
沖縄県	90	25	27.78
合計	8,273	2,116	25.58

※各都道府県の全病院数は、「医療施設動態調査(2020年3月末概数)」(厚生労働省)より

5. 国立ハンセン病療養所の概要

1 ハンセン病療養所について

国立ハンセン病療養所の入所者の平均年齢は86.3歳（令和2年5月現在）と高齢化に伴い、ハンセン病の後遺症に加え、生活習慣病等の合併症、身体機能や視覚機能の低下等により、日常生活の不自由度の進行や医療の必要性と多様性が増している。

このような実情を踏まえ、入所者が良好で平穏な生活を営むことができるよう、医師確保を始めとする医療・介護体制の充実に取り組んでいる。

また、入所者が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう、自治体との連携や施設誘致等による療養所の地域開放を行っている。

2 国立ハンセン病療養所の現状

○ 施設数	13か所	開設年月（公立時を含む）		
国立療養所	松丘保養園	青森県	青森市	明治42年4月
国立療養所	東北新生園	宮城県	登米市	昭和14年10月
国立療養所	栗生楽泉園	群馬県	草津町	昭和7年11月
国立療養所	多磨全生園	東京都	東村山市	明治42年9月
国立駿河療養所		静岡県	御殿場市	昭和19年12月
国立療養所	長島愛生園	岡山県	瀬戸内市	昭和5年11月
国立療養所	邑久光明園	岡山県	瀬戸内市	明治42年4月
※ 台風被害：昭和15年3月現地で再興				
国立療養所	大島青松園	香川県	高松市	明治42年4月
国立療養所	菊池恵楓園	熊本県	合志市	明治42年4月
国立療養所	星塚敬愛園	鹿児島県	鹿屋市	昭和10年10月
国立療養所	奄美和光園	鹿児島県	奄美市	昭和18年4月
国立療養所	沖縄愛楽園	沖縄県	名護市	昭和13年2月
国立療養所	宮古南静園	沖縄県	宮古島市	昭和6年3月

○ 病床数	4,230床	（令和2年度入院定床）
○ 入所者数	1,090人	（令和2年5月1日現在）
○ 平均年齢	86.3歳	（令和2年5月1日現在）
○ 職員定員	2,824人	（令和2年度定員）
○ 予算額	330億円	（令和2年度予算）

近年の医師確保に向けた取組について

(1) 給与の処遇改善(園長・副園長にかかる俸給の調整額の適用)

園長及び副園長自らが医療を提供する頻度が増えてきていることから、その職務の特殊性を鑑み、俸給の調整額(※)の対象となるよう人事院へ要求し、認められたもの。

令和元年度から園長・副園長に適用(指定職は対象外)。影響額は1人あたり年間約60万円。

※俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境等の特殊性を勘案し、支給される

(2) 兼業規制の緩和

令和元年11月以降、ハンセン病基本法等の改正により、本来業務に支障がない等の一定の要件を満たす場合には、正規の勤務時間において報酬を得て兼業を行うことが可能となった。

令和2年4月採用者の中には、兼業前提の者もあり、医師確保につながったケースといえる。

(3) 広報活動

- ・本省の療養所医師募集HPをリニューアル、医師募集動画の作成(厚労省YouTubeに掲載)(平成29年度)
- ・医師確保における医療人材求人サイト(Key-Net)の活用(令和2年度)
- ・医師募集パンフレット配布(大学訪問や就職説明会時など)、ポスター掲載(東京メトロ各駅、大学等)
- ・日本プライマリ・ケア連合学会会員に対する療養所医師募集の御案内(令和2年度)

(4) リクルート活動

関係自治体、主要大学の医学部、国立病院機構などの機関を訪問し、医師確保に向けた協力を要請

国立ハンセン病療養所における地域開放について

地域開放の具体的取組み

入院病床の開放(保険診療)

- 退所者限定:粟生4床、邑久4床、菊池4床、星塚4床、沖縄4床
- 退所者・一般:松丘5床、駿河2床、奄美4床、宮古4床

自治体との連携

- 国立療養所東北新生園
 - ・登米市指定のウォーキングコースとして園内を開放
- 国立療養所多磨全生園
 - ・東村山市と災害時における施設等の利用に関する協定を締結
- 国立療養所長島愛生園・国立療養所邑久光明園
 - ・瀬戸内市が中心となり、「NPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会」を設立。世界遺産登録に向けた活動を展開。
 - 平成31年3月には、国立療養所長島愛生園5件、国立療養所邑久光明園5件の建物等が国の登録有形文化財に登録
- 国立療養所菊池恵楓園
 - ・合志市が園に隣接する医療刑務支所跡地に人権学習の拠点として小中学校を整備中(令和3年4月開校予定)。校門に施設跡記念碑を設置(令和3年3月20日除幕式予定)
- 国立療養所奄美和光園
 - ・奄美市教育委員会主催、入所者自治会共催で入所者と地域住民の親子による共同農作業(ふれあい和光塾)の実施

土地等の貸付による施設誘致

かえでの森こども園(保育園)

- 国立療養所菊池恵楓園(熊本県合志市)/平成24年2月~平成29年9月
- 運営:社会福祉法人佳徳会(けいとくかい)/定員:90人(対象年齢0~6歳)
- ※平成29年10月以降は、入所者自治会が所有する土地に認定こども園として新築移転

花さき保育園(保育園)

- 国立療養所多磨全生園(東京都東村山市)/平成24年7月~
- 運営:社会福祉法人土の根会/定員:128人(対象年齢0~6歳)

せとの夢(特別養護老人ホーム)

- 国立療養所邑久光明園(岡山県瀬戸内市)/平成28年2月~
- 運営:社会福祉法人夢あい会/定員:50人

新樹楽園(障害者支援施設)※しんじゅがくえん

- 国立療養所星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)/平成29年10月~
- 運営:社会福祉法人天上会/定員:45人(対象年齢18歳以上)

- その他
 - 国立療養所沖縄愛楽園では、名護市が「国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画推進協議会」を設置し、現在、民間事業者等のアイデアを募集中

関係法令

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)(抄)

第4条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第12条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

福祉医療機構

～福祉と医療の民間活動を応援します～

独立行政法人福祉医療機構 —医療貸付事業のご案内—

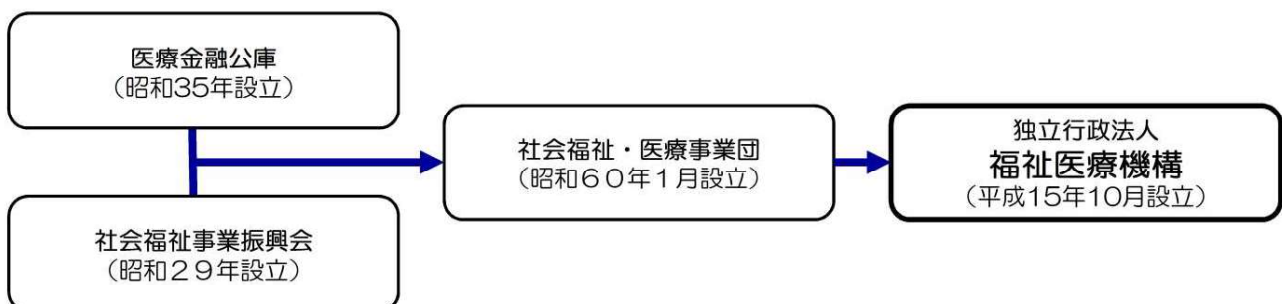
病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業の建物整備や医療機器を購入するための資金（一部の施設については経営安定化のための経営資金があります）について「長期・固定・低利」の政策融資を実施しています。

- 地域の医療介護の総合的な確保体制の推進、医療機関の耐震化、療養病床の転換、地震防災対策としての高台移転など、重点政策については、融資率や貸付金利等を優遇しています。
- 医療計画に基づく病床の整備状況等に応じて融資率や貸付利率を設定し、政策に即応した融資を実施しています。
- 融資実績を踏まえた専門的な融資相談を行っています。

【福祉医療機構】

独立行政法人福祉医療機構は、福祉の増進と医療の普及および向上を目的として、平成15年10月に設立された独立行政法人です。

福祉医療施設に対する政策融資や、これら施設の経営支援、社会福祉施設で働く方々の退職手当共済、心身に障害のある方の扶養保険、NPOなどの民間団体への助成、年金担保貸付、ワムネット（福祉保健医療情報の提供）などを一体的に実施し、地域の福祉・医療の基盤づくりに貢献しています。



主な優遇措置の内容（施設整備を支援しています）

1. 今後の医療提供体制改革をすすめ、地域医療構想を実現し、地域の医療・介護サービス提供体制を構築していただくための融資条件の優遇

☞ 地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムを構築するために「地域医療介護総合確保基金」の対象となる病院などに対し、次の優遇融資を実施しています。

○ 融資率の引き上げ：所要額の90%（病床削減する場合：所要額の95%）

○ 限度額の設定なし

（ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額）

○ 貸付利率の引き下げ：基準金利と同率

（病床削減する場合：当初5年間、基準金利▲0.4%（2022年度末まで））

☞ 地域医療構想に基づくも「地域医療介護総合確保基金」の対象とはならない病院の建築、改築等の建築資金に係る貸付利率を、基準金利と同一とする優遇融資を実施しています。

☞ 地域医療構想の達成に向けた取組みを実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院等に対する長期運転資金として、「地域医療構想支援資金」をご用意しております。

2. 病院の耐震化整備をすすめていただくための融資条件の優遇

☞ 地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、患者や職員等の安全を確保して、被災者に適切な医療を提供していく観点から、耐震化整備は重要な課題です。現在、未耐震の病院に対して、次の優遇融資を実施しています。

○ 融資率の引き上げ：所要額の95%

○ 貸付利率の引き下げ：基準金利と同率（補助対象事業は、据置期間中無利子）

3. 災害により被災された医療施設等の復旧支援

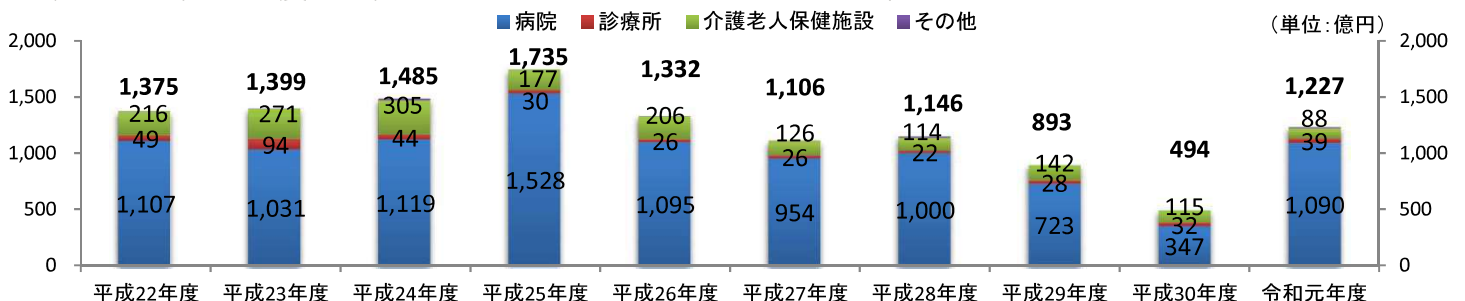
☞ 東日本大震災や平成28年熊本地震等により被災された施設の復旧を支援するため、様々な優遇措置を実施しています。

また、令和元年度より激甚災害復旧資金を新たに創設し、被災地の皆さまの復興支援を更に迅速化するべく、融資率、貸付利率及び償還期間等について優遇融資を実施しています。

上記のほか、特別養護老人ホーム等の介護施設、グループホーム、障害者施設、保育所等の児童関連施設等にもご融資を行っております。病院以外のご融資のご相談も承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

医療貸付事業の契約実績

近年は、平成21年度補正予算より設けられた医療施設等の耐震化整備に係る優遇融資や、災害復旧資金の優遇融資を多くご利用いただいております。



WAM 独立行政法人 福祉医療機構 福祉医療貸付部 [web-site: https://www.wam.go.jp/hp/](https://www.wam.go.jp/hp/)

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

融資の相談窓口



● 開設地が東日本（北海道～三重県）

福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940

医療審査課 FAX 03-3438-0659

● 開設地が西日本（福井県～鹿児島県）

大阪支店 TEL 06-6252-0219

医療審査課 FAX 06-6252-0240

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しているところですが、今般、**1か月間の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所**に対して、経営上必要な資金を融通し重点的な支援を行う観点から、**貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について更なる拡充**を行いました。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

融資条件（全施設共通）											
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。										
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。										
病院・診療所											
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>①病院</th> <th>②診療所</th> <th>コロナ対応を行う医療機関※1</th> <th>政策医療を担う医療機関※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3割以上減収) 2億円</td> <td>(3割以上減収) 5,000万円</td> <td rowspan="2">①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額</td> <td rowspan="2">①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額</td> </tr> <tr> <td>(3割未満減収) 1億円</td> <td>(3割未満減収) 4,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2	(3割以上減収) 2億円	(3割以上減収) 5,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額	(3割未満減収) 1億円	(3割未満減収) 4,000万円
	①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2							
(3割以上減収) 2億円	(3割以上減収) 5,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額								
(3割未満減収) 1億円	(3割未満減収) 4,000万円										
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）										
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円										
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額										
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業											
	介護老人保健施設、介護医療院 助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業										
貸付利率	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円 4,000万円									
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）									
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円										
無担保貸付	1億円 4,000万円										

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403